

JFニュースレター

《 新型インフルエンザ対策 No. 5 》

2009. 5. 16

本日、新型インフルエンザ患者が国内で発生。 **警戒を怠らない一方で冷静な対応を**

社団法人日本フードサービス協会
会 長 田沼 千秋
副会長/安全・安心委員会
委 員 長 安部 修仁

本日、海外渡航歴のない神戸市在住の日本人男性が、新型インフルエンザに感染していることが確認されました。渡航歴もなく、これまでの患者や停留者との接触もないため、地域での感染が始まった可能性が高く、国内での感染拡大のおそれが出てきました。これは、新型インフルエンザが国内に侵入し、国内における感染の状況が、第2段階（国内発生早期）となったことを示しています。

現時点では、**外食産業を含む事業者への一律の事業の縮小については政府から特段の要請はありません。**「事業を適切に継続できるようにするとともに、感染ができる限り拡大しないよう事業運営を行うこととすべき」との見解が示されています。

こうしたことから、4月30日付 JF ニュースレターNo. 3 で要請いたしましたとおり、会員各位におかれましては、社内に新型インフルエンザ対策本部の設置を改めてお願いするとともに、5月1日付 JF ニュースレターNo. 4 でお送りした「外食産業のための新型インフルエンザ対策行動計画」等も参考にしながら、社内での対策を進めていただきますようお願いいたします。

(参考) なお、「事業運営において感染機会を減らすための工夫」として、政府の新型インフルエンザ対策本部より、下記のような Q&A が公表されましたのでご留意ください(注：一部を抜粋)。

(問) 事業主については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する等とされているが、従業員向けの対策として、具体的にはどのようなことが考えられるか。

(答)

1. 各事業主においては、従業員の健康管理を徹底するとともに、例えば、発熱症状のある者については、発熱相談センターへの相談、自宅待機等を実施するなどの対応を検討していただくことが必要と考えられる。
2. また、ラッシュ時の公共交通機関の利用を避けるための時差出勤、自転車通勤等を検討していただくことが必要と考えられる。
3. それぞれの事業主において、地域の感染状況を注視するとともに、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」の「基本的な新型インフルエンザ対策」を参考に、例えば、手洗い、咳エチケット、職場の清掃・消毒の措置について、検討していただく必要がある。

(注) 「事業者・職場における新型インフルエンザガイドライン」P.114に記載する感染防止策の例において、

- ・業務の絞り込み（不要不急の業務の一時停止）
- ・患者の入場防止のための検温
- ・訪問者の氏名、住所の把握

といった措置までは、検討する必要はないと考えている。

(問) 事業主については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請するとされているが、利用客への対策として、具体的にはどのようなことが考えられるか。

(答)

1. 特に娯楽施設や飲食店などの集客施設については、利用者間で感染が生じないようにするための工夫を検討する必要があり、例えば、
 - ①病み上がりの方、体調不良気味の方、発熱症状のある方には利用を遠慮していただくこと
 - ②利用客が多くない場合に利用客間の席を離すこと
 - ③利用客が施設内で発症した場合に備えることなどが考えられる。
2. それぞれの事業主において、地域の感染状況を注視するとともに、業態や施設の特徴に応じた工夫を検討していただく必要がある。

Q&Aの全文(15ページ)に関しては、首相官邸ホームページをご参照ください。
<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/index.html>

以上、会員各社におかれては政府、自治体、関係機関等の適切な情報に基づいて、引き続き、冷静な対応を図っていただくよう重ねてお願いを申し上げます。

※この件のお問い合わせは事務局：石井・関川までお願い致します。